

第 1 編 總 論

第1章 平成10年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農業は、食料の安定供給という国民生活に欠かすことのできない重要な使命に加え、その適切な生産活動を通じて、自然環境や国土の保全などの多面的機能を発揮している。また、農村は、生産の場であり、かつ、農業者をはじめとする地域住民の生活の場であるほか、地域文化を育み、緑と潤いに満ちた空間を国民に提供するという機能を有する国民共有の財産である。国民生活の向上と国土の健全な発展を図り、真に豊かな国を構築していくためには、こうした役割を担う農業・農村の健全な発展が重要である。

このため、平成6年8月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」等を踏まえながら、農業の21世紀に向けた飛躍を図るとともに、農村が多様で活力のある地域社会として発展することができるよう、所要の措置を総合的かつ的確に講じる必要がある。

2 講じた施策の重点

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の自立と持続的発展を期して、平成6年10月に決定された「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、関連対策の着実な推進を図るとともに、農業の体質強化と活力に満ちた農村地域の建設を図るため、以下のような各般の施策を積極的に展開した。

(1) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、財政構造改革の観点から、公共事業の対策期間を2年間延長するとともに、これまでの実績の検証等を踏まえ、新しい国際環境に対応しうる農業経営の確立や地域特性の活用により資するよう、内容の再編を行った。

ア 農業経営対策の推進等

(ア) 育成すべき農業経営への農地利用の集積

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の大宗を担うような農業構造を実現するとともに、農地の流動化が促進されるよう農地流動化施策を実施した。

(イ) 経営体の安定的な営農展開のための負債対策等の金融対策、土地改良負担金対策の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ後も農業を継続する意志のある者のうち、農業経営の改善を積極的に進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るとともに、既着工事業に係る負担金の高い地区について、償還金の繰り延べ措置を実施したほか、農地の利用集積に積極的に取り組む地区に対する助成金の交付について、負担金対策を通じ農地流動化を推進した。また、より広範かつ円滑に担い手を育成するため、担い手への農用地集積要件を緩和するとともに、利子助成限度の引下げを行った。

(ウ) 農内農外からの新規就農者の確保

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年に加え、新たに、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金及び新たに農業経営を開始するのに必要な資金の無利子貸付けを行った。

また、青年の就農実態等を踏まえ、就農準備資金の貸付限度額の引上げ等内容の充実を図った。

(エ) 各作物の特色に応じた対策等の推進

a 畑作物対策

雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、消費宣伝、新規用途開発等の需要確保、でん粉原料用いも類等の加工食品用等への用途転換、雑豆、落花生及びこんにゃく芋の計画生産の推進並びにこんにゃく芋の調整保管等を実施した。

b 果樹対策

国際競争にも耐え得る果樹産地の育成等果樹農業の一層の体質強化を図るため、果実の需給調整対策等広範な対策を実施するとともに、りんごのわい化栽培等を緊急に推進した。

c 繭・生糸対策

「繭糸価格安定法の一部を改正する法律」の施行に伴い、生糸の安定価格帯制度及び農畜産業振興事業団の国産糸売買操作が廃止されたが、法改正後も実需者輸入制度の運用等により、蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給を図った。

d 畜産対策

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、減頭見合いで増頭等を行う者に対する支援を行った。

また、農畜産業振興事業団がウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくカレント・アクセス（現行アクセス機会）分（毎年生乳換算約14万トン）として輸入する乳製品については、国内需給の動向を踏まえつつ、計画的に国内で売却した。

さらに、生産コストの一層の低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械をリース方式により緊急に整備した。特に、先進的な認定農業者に対して、リース料率の引き下げを図るとともに先進的な機械を導入する上で必要となる施設を一体的にリースする事業を実施した。

e でん粉対策

知事の定める基本方針に基づき、いもでん粉工場の計画的な再編整備を実施した。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の見直しの一環として、でん粉粕の保管設備をでん粉工場の施設整備の補助対象設備とした。

さらに、国産いもでん粉の需要拡大を図るため、消費拡大対策を実施した。

イ 農業経営による生産展開のための基礎的条件の整備

(ア) ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策

「第4次土地改良長期計画」に即し、国際化に対応した我が国農業の体質強化を緊急に図るため、

- ① 県が促進事業計画を策定した緊急に整備すべき地域において、
 - ② 核事業を中心として、関連事業との有機的な連携の下に、工期の短縮、効果の早期発現を目的として、
 - ③ 平地農業地域においては、ほ場の大区画化等を推進する事業に、中山間地域においては、中山間総合整備事業、集落排水事業等に対して、
- ウルグアイ・ラウンド対策予算を追加的に措置し、農業農村整備事業を加速的に推進した。

また、対策期間が2年延長される中、ウルグアイ・

ラウンド農業合意の実施期間の最終年度である2000年（平成12年）を目標として、担い手への農地利用集積の加速等を推進するため、ほ場整備など核となる事業を重点的に実施した。

(イ) 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

我が国農業の体質をより強化するため、①作業の効率化、共同化等により、経営体自らの効率的・安定的営農を支援するとともに、地域全体の労働力調整、土地利用調整等の促進を通じて、経営体の経営拡充を助長する効果、②農産物の高付加価値化等により、経営体をはじめとする地域の農業所得を向上させる効果等が高い諸施設について、積極的に整備した。

また、最近の稲作経営をめぐる厳しい状況に対応し、稲作・転作の高度化等の基礎となる近代化施設等の整備を重点的に実施した。

(ウ) 生産現場に直結した新技術の開発

国、都道府県、民間の研究勢力を結集して、生産現場に直結する総合的な技術開発を推進した。

ウ 中山間地域等の農山村地域対策の推進

(ア) 棚田地域等保全対策の推進

立地条件に即したきめ細かな農業生産基盤の整備、集落生活環境の改善、都市住民も交えた棚田等の継続的な保全・利活用活動の推進を図るための施設整備等を実施し、棚田等の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図り、もって周辺地域を含めた中山間地域の農業・農村の活性化を推進した。

(イ) 中山間地域等への新規作物の導入推進

中山間地域等において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営開始を支援する特定地域新部門導入資金の貸付けを行った。また、貸付限度額の引上げ及び貸付対象地域の追加による内容の充実を図った。

(ウ) 地域産品・地域資源等に関する情報の発信拠点の大都市における整備

中山間地域に対する国民の理解を深め、効果的な地域活動を促進するため、中山間地域の市町村、農協等が、地域産品、地域資源等の情報の発信を通じて都市住民等との交流を行う「ふるさとプラザ」の活動を支援した。

(エ) 中山間地域の農地保全

中山間地域において、農地保有合理化法人が行う管理耕作、農用地の買入れ、簡易な基盤整備、農作業受託料相当額の貸付け及び農地保有合理化法人やこれ以外の市町村公社が行う農作業の請負に必要な経費に充てるための借入金の利子が無利子となるよう利子助成等を実施した。

(カ) 中山間関連農林漁業金融公庫融資の金利引下げ
ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施が中山間地域に及ぼす影響を極力緩和し、特色ある地域条件を活かした高収益農業が展開できるよう農林漁業金融公庫による中山間地域活性化資金、振興山村・過疎地域経営改善資金等中山間関連融資について、金利引下げを行った。

(2) 新たな米政策・麦政策の推進

ア 新たな米政策の推進

稲作・転作一体となった望ましい水田営農の確立を図るとともに我が国の稲作経営の将来展望を切り拓くことを狙いとし、生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする新たな米政策を強力に推進した。

(ア) 生産調整対策

米の生産調整については、平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準までに縮減することを目指して、2年間かけて取り組むこととし、平成10年度の生産調整目標面積は、96万3千ha（9年度の78万7千haに比べ17万6千ha拡大）とした。

また、生産調整の円滑かつ実効ある推進を図るため、米需給安定対策、水田営農確立助成金の交付、稲作経営安定対策を一体的に実施した。

(イ) 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策

水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を支援するため、湿害の克服、収量向上等の課題に対応した技術対策を計画的に実施する農業者・営農集団に対して助成を行う事業を実施した。

(ウ) 稲作経営安定対策

自主流通米の価格変動が稲作農家の経営に与える打撃を回避するため、生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための資金を交付する稲作経営安定対策を創設するとともに、その一環として、自主流通米の過度の販売競争を抑制するため、米の販売調整を行うために必要な一定期間の金利・保管料相当額の助成等の対策を講じた。

(エ) 計画流通制度の運営改善

平成12年10月末の政府国産米在庫を適正備蓄水準(150万トンを基本とし、200万トンを上限)とすることを目指して確実に備蓄水準の適正化を図るため、

- ① 指針及び基本計画上、政府買入数量より政府米販売数量を大きくすること
- ② 実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達量を差し引いた数量

とすることを内容とする備蓄運営ルールを確立する等の措置を講じた。

(オ) 対策の円滑な実施のための特別対策等

需給均衡に向けた生産者団体の緊急の主体的取組を支援するため、平成9年産の自主流通米在庫対策等に対し、助成を行った。

また、平成10年度からの新たな米政策への円滑な移行を図るため、新たな米政策に参加し、生産調整に積極的に取り組む意欲のある生産者に対して、生産者団体と国が共同（補助率1/2）で、新たな政策がこれまでの不公平感を払拭するものであることをメリットとして実感させ、これへの参加意欲を喚起し得る水準の交付金を交付した。

イ 新たな麦政策の推進

麦作農家及び麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、平成10年5月29日に、①民間流通の仕組みの構築、②生産者の経営安定等を図るための新たな措置の導入、③収量変動・品質低下に対応するための農業共済制度の拡充、④緊急研究開発プロジェクトの創設など研究開発の充実・強化、⑤担い手を中心とした効率的な生産体制の整備など生産対策の充実・強化等、国内産麦、外国産麦、麦加工産業、飼料用麦の各方面にわたる総合的な施策展開を内容とする「新たな麦政策大綱」を策定し、その具体化を図った。

(3) 農業経営体質の強化

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらが生産の相当部分を占めるような農業構造を実現するため、各般の施策を総合的に実施した。

ア 認定農業者等に対する支援策の充実強化

(ア) 金融対策

認定農業者の経営改善を資金面から支援するための長期低利資金である農業経営基盤強化資金について融資枠の拡大を行うとともに、低利運転資金である農業経営改善促進資金について所要の融資枠を確保した。

また、農業生産の協業等により経営の改善を行おうとする農業者に対し、金利負担の軽減を図るための利子助成等の措置による協業推進特別融資を行うとともに、農業経営基盤強化資金のうち、農協転貸に係るものの等の債務保証の円滑化を図るために、都道府県が農業信用基金協会に出資を行う場合に国が助成を行った。

さらに、市町村基本構想が描く地域農業像実現のための融資制度として、市町村基本構想に基づき地域ぐるみで作成される地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な長期低利資金等を農林漁業金融公庫等から融通する地域農業総合整備資金制度について所

要の融資枠を確保した。

(イ) 農地流動化対策

農地の利用集積等による農地の効率的利用を推進するため、農地流動化のための関係機関・団体等の取組みの強化、農地流動化に伴う担い手の負担軽減、農地流動化に資する農地の利用条件の改善、土地利用計画の明確化

(ウ) 農業経営対策

認定農業者の経営管理能力の向上及び農内外からの人材の確保・育成を図るとともに、経営改善に向けた総合的支援、法人化の推進と経営体質の強化等を行い、認定農業者を核とした地域農業を確立するための基礎的条件づくりを支援した。

イ 担い手育成対策の充実

(ア) 新規就農者・青年農業者対策の充実

全国、都道府県、市町村の各段階における円滑な就農の支援を行う体制の確立、農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の総合的整備等により、他産業経験者を含めた新規就農者・青年農業者対策の充実強化を図った。

(イ) 農山漁村女性対策の推進

農林漁業・農山漁村の主要な担い手である女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家族及び地域社会での啓発や、農協の理事における女性の割合等の指標・目標の策定及びその到達度合いの調査等を実施した。

ウ 担い手育成に資する農業農村整備事業の重点的推進

経営感覚に優れた望ましい経営体を育成し、新たな国際環境に対応しうる力強い農業構造を確立するため、ほ場整備をはじめとする各種生産基盤整備のうち担い手の育成に資する事業（担い手への農地利用集積を要件とする担い手育成型の事業）を重点的に推進した。

また、これらハード事業と一体的に行う担い手育成基盤整備関連流動化促進事業等の担い手ソフト事業を拡充し推進した。

エ 経営に必要な情報の提供体制の整備

農業生産性の向上、流通の合理化等農業の活力促進、経営感覚に優れた地域農業の担い手の育成等を図るため、農業情報等の統合処理を行うアプリケーションの開発、果樹中心の周年供給体制の整備等と併せた情報発信力の強化等を行った。

(4) 地域の状況に即した農林漁業・農山漁村の活性化と土地・水等の資源保全

ア 中山間地域対策の充実

中山間地域の活性化に資するため、新規作物の導入等による起業支援、生活環境と生産基盤の一体的な整備、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能を適切かつ十分に発揮するための整備、都市との交流の促進等総合的広域的視点に立った地域活性化のための各種支援措置を実施した。

イ 遊休農地・耕作放棄地対策の充実

遊休農地の活用・解消のための実践活動の取組みを推進するとともに、遊休農地の簡易な条件整備等を実施した。

ウ 都市と連携した農山漁村の活性化等

農林水産業や農山漁村の持つ緑と水の豊かな「ゆとり」と「やすらぎ」の場としての機能や教育的役割を活かしつつ、都市と農山漁村の相互理解を深め地域の連携・交流を通じた活性化を支援するため、農林漁業体験民宿の積極的な展開の支援等の各種措置を実施した。

エ 農山漁村高齢者対策の充実等

(ア) 農山漁村高齢者対策の総合的な展開

地域のビジョンづくりや活動の場づくり、農山漁村高齢者対策優良活動地域表彰等「農山漁村いきいき高齢者月間」（毎年10月）を中心とした高齢者対策に関する啓発活動等への取組みを引き続き推進したほか、新たに高齢者によるモデル的な農業関連活動への取組みを支援した。

また、高齢者が安心して住み、能力を発揮しながら生きがいをもって活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備等を引き続き実施したほか、高齢農業者等の日常生活の活動を支援するための施設等の整備、地域住民によるボランティア組織づくりの活動の推進、漁村における高齢者施設を立地促進する用地等の整備を新たに実施した。

(イ) 農業者年金制度の円滑な運営

農業者の老後生活の安定を図るとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するため、農業者年金基金が行う農業者年金事業等の推進を図った。

また、年金額等を、平成10年4月から、その前年の全国消費者物価指数の変動率を基準として改定した。

(ウ) 農業者の健康の維持・増進

農村保健対他作として、農業協同組合系統組織が行う農村検診センター等における健康診査の事業に対して助成等を行った。

オ 鳥獣害対策の推進

農林業被害の防止を図るため、防護柵等被害防止施

設の設置及び森林の機能発揮と野生鳥獣の共存を目指した多様な森林整備を引き続き推進するとともに、被害抑制の効果を一層向上させる観点から、新たに被害地域での鳥獣の生態等の把握・解明を図りつつ、効果的な被害防止技術の確立、監視・駆除活動を一体的に実施する体制整備等を通じ、被害防止システムの整備等を推進した。

カ 農村地域の生活環境等の整備

(ア) 地域の特性に応じた生産基盤と生活環境の整備
国民共有の財産として豊かな環境の形成に資するため、農村地域の農業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を積極的に推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農村空間の創出を図った。

(イ) 農業集落排水事業の推進

生活環境の中でも都市と比較して特に立ち遅れの著しい農村地域の污水处理施設の整備水準を、21世紀初頭を目途に中都市並み(45%程度)に向上させるよう、農業集落排水施設の整備を1,868地区で実施した。

また、厚生省及び建設省と連携して、市町村の意向を踏まえた污水处理施設の総合的な「都道府県構想」の策定を推進し、農業集落排水施設等の各種污水处理施設の効率的かつ計画的な整備を図った。

(ウ) 農道の整備

農業の生産性の向上、農産物流通の合理化等を促進するとともに、農村居住者に日常生活面で利用される等、農村環境の整備に資するため、農道整備事業を積極的に推進した。

(エ) 農村の自然環境・景観の維持形成

農村地域に広域に存在する水路やため池等の農業水利施設を活用して親水・景観に配慮した整備を行い、快適な生活環境の場を提供する水環境整備事業を実施するとともに、多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)の形成の推進や多種多様な野生生物が生息可能な空間(ビオトープ)の保全・回復等を実施した。

(オ) 美しく活力ある農山漁村づくり

水、緑、文化などを活かした景観形成に加え、農山漁村を一体としてとらえた環境・生態系の保全と農林水産業を通じた地域資源の有効活用による地域づくりを実現するため、美しいむらづくり対策事業を実施した。

(5) 農業生産基盤の整備と生産・流通対策の充実強化

ア 農業農村整備事業の推進

国際化の急激な進展に対応できる効率的な農業とこれを支える活力ある地域社会の確立を図るため、そ

の基礎的条件である農業生産基盤と立ち遅れている農村の生活環境とを一体的に整備するとともに、農地等の保全・管理を推進した。

(ア) 農業生産基盤整備の推進

「第4次土地改良長期計画」に基づき、効率的・安定的な経営体が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業生産基盤の整備を計画的に推進した。

(イ) 農村整備の推進

農業の生産性の向上を図りつつ、都市と比較して立ち遅れている生活排水処理施設等農村の生活環境の基盤を整備するとともに、水と緑を活かした豊かな農村空間を創出し、農村の生活の質的向上と活力ある農村地域社会の発展に資するため、農業集落排水事業、農道整備事業、農村総合整備事業、農村地域環境整備事業及び中山間総合整備事業を推進した。

イ きめ細かな土地基盤整備の推進

米をめぐる現下の厳しい状況に対応し、広く条件の不利な中山間地域も対象として、主として稲作・転作の高度化・効率化に資するためのきめ細かい土地基盤の整備を緊急かつ加速的に推進するため、これに必要な工種を網羅した基盤整備促進事業を創設した。

ウ 農業構造改善事業等の推進

(ア) 農業構造改善事業の推進

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を早急に実現するため、経営体の育成・強化のための経営基盤の確立、地域連携による経営体発展の条件整備等の目標を掲げ、地域内の関係者の活力を結集して、体制づくりや施設の整備等の事業を総合的に実施した。

また、気象災害の予防・軽減、農作業の効率化等を図るため、農家に利用しやすい地域の詳細な農業気象情報を提供するための施設整備を行った。

さらに、これらの事業の円滑かつ的確な実施を図るため、地域連携協定の締結及びその実践等を支援することを目的とした地域農業基盤確立支援推進事業を実施した。

(イ) 農業生産体制強化総合推進対策の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い、我が国農業の生産体制を抜本的に強化するため、①経営体等を核とした生産体制(システム)の確立、②革新的な農業技術等の導入・実証、③青年農業者や農村女性等の農業・農村における人材育成、④作物及び地域の特色を活かした多様な農業生産の推進、⑤環境保全型農業の推進等総合的な生産対策を計画的に実施した。

エ 主要作目の生産・流通対策の強化

(ア) 水田農業

a 緊急生産調整推進対策

大幅な米の需給緩和状況を背景とする自主流通米の価格の下落に歯止めをかけ、我が国の稲作経営の将来展望を切り開くために、早急に需給均衡の回復を図ることとし、「緊急生産調整推進対策」として、緊急に生産調整規模を拡大して生産調整対策を実施した。

b 新たな環境下における水田農業の展開

最近の米をめぐる情勢の変化に対応して、共同利用機械・施設等の整備により、担い手を中心とする効率的な地域農業生産システムの構築等と併せ、経営の複合化を一体的に推進した。

また、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培技術を基幹技術として、大区画ほ場対応型先進技術との組合せによる新しい稲作技術体系の確立・普及を促進した。

さらに、中山間地域等の稲作について、共同利用施設を核とした特色ある産地としての米の販売戦略の確立等により、高付加価値型米づくりを推進した。

(イ) 畑作物

担い手の高齢化や減少並びに国際化の進展等厳しい情勢に対処し、畑作物の確固たる生産体制を構築するため、畑作の経営展望の実現に向けて、合理的な輪作体系の確立、実需者ニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備、組織経営体の育成等による主産地の形成、機械化等先進的畑作技術の開発・普及、生産基盤の整備等を図るための各種施策を総合的に推進した。

(ウ) 野菜対策の推進

消費者や実需者の多様なニーズに対応しつつ、国産野菜の競争力の強化と安定供給、需要の確保を図るため、野菜の生産・流通・消費・価格等に係る対策を総合的に推進した。

(エ) 畜産対策の総合的推進

WTO協定実施に伴う国際化の一層の進展、最近における畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対処して、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、各般の施策を実施した。

(オ) 果樹・花き

a 果 樹

最近における果樹農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、「果樹農業振興基本方針」に基づきその振興を図るものとして、各種施策を実施した。

b 花 き

生活にうるおいや安らぎを求める気運の高まりに対

応し、花きの普及・振興を通じて、豊かな国民生活の実現と併せて特色ある地域農業の振興を図るため、生産・出荷施設等の基盤整備及び産地の広域化・連携化等の対策を行った。

(カ) 養蚕対策

「製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律」の施行に伴い、蚕糸関係の諸規制が緩和されたが、今後の国際化の進展に対処し、加工流通分野のニーズに即した良質繭生産を促進し、主産地の活性化プランの策定、製糸・絹業などが参画する推進組織の設置と製品のマーケティング活動の実施等によるブランド産地の育成を図るとともに、低コスト化等生産性の向上、養蚕と他作物との合理的な組合せによる複合経営の高度化等、養蚕農家の経営安定に必要な施策を総合的に推進した。

オ 生産資材の安定的確保等による農業経営の安定化

(ア) 農業機械対策

今後の農業生産現場において実用化が期待されている機械化一貫体系の確立に資する農業機械、環境負荷低減に資する農業機械、中山間地域対応農業機械等について、生物系特定産業技術研究推進機構が中心となり、民間との共同研究等により開発を実施するとともに、地域特産農作物の特性等に適した農業機械の開発を行った。

また、資材費低減のための「行動計画」に即し、農業機械の適正な導入等の指導、効率的な利用・整備技能の向上、再利用の促進、農業機械銀行の機能強化等を推進した。

(イ) 肥料及び農薬対策

資材費低減のための「行動計画」に即し、農業生産資材に関する情報ネットワークを構築するとともに、地域の実態に即した肥料費低減方策の検討・推進を図った。

また、施肥による環境負荷の軽減を図るため、肥効調節型肥料等高度な機能性を有する肥料の効果的な利用技術の確立普及を推進するとともに、肥料、飼料等の品質保全等を図るため、肥飼料検査所における検査等を実施した。

さらに、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図るため、農薬検査所において、検査、調査研究及び生産流通についての適切な指導取締を行うとともに、新たに農薬のG L P（優良試験所基準）制度の適用を拡充し、農薬登録の一層の信頼性確保を図った。

(ウ) 種子及び種苗対策

植物の新品種の育成者を保護し、優れた品種の育成を促進するため、91年改正UPOV条約（植物新品種保護国際条約）の締結に併せ、条約改正に対応した種苗法の改正を行った。併せて、国際的に調和のとれた新品種育成の促進に資する品種登録制度の円滑な定着を図るため、権利侵害の未然防止等に関するマニュアルの作成及び権利行使に関する講習を行うとともに、新規出願植物の審査を的確に実施するため、種苗管理センターにおいて、情報収集、栽培・調査等を行い、種類別審査基準を作成した。また、出願、審査及び登録事務処理の効率化並びに品種登録情報の提供体制の整備を図った。

さらに、種苗産業の共同研究体制の下、園芸作物分野において効率的かつ早期に優良な品種育成・品種管理を行うため、形質転換操作やDNAマーカー利用等に関する実用化技術システムを確立した。

（エ）植物防疫対策

病害虫による農作物の被害の軽減等を図るため、「植物防疫法」に基づく病害虫の発生予察及び的確な防除指導、農薬の適正使用の推進等の植物防疫事業を実施した。

（オ）家畜衛生対策

「家畜伝染病予防法」に基づき、都道府県が行う家畜の伝染性疾病的発生を予防し、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な経費に対する助成等を行った。

（6）地域の環境保全に配慮した生産体制の確立

化学肥料の過剰施用や農薬の不適切な使用等による水質、土壌等環境への悪影響に対処するため、環境保全型農法への総合的な転換の推進、環境負荷の確実な低減に向けた施肥・防除等の推進、環境保全型農業技術の開発・普及等を行った。

また、混住化等の進展による畜産環境問題の深刻化に対処するため、家畜排せつ物処理利用施設の整備を推進するとともに、環境負荷の一層の軽減を図るため、新たに、浄化処理水等の経営内リサイクル利用、家畜排せつ物のエネルギー利用を推進した。

（7）食品の加工・流通・消費対策の充実

食品産業の振興を図り、消費者の高品質志向に対応するため、食品の安全・品質管理対策の充実強化を総合的に推進したほか、地域食品の振興、技術開発の推進、フードシステムの高度化、外食産業の振興等の各種施策を実施するとともに、卸売市場の機能強化を中心とした生鮮食品等の物流効率化対策を強化した。

また、国民に安全かつ高品質で特色ある食料を安定的に供給するため、食品の安全・品質管理対策、規

格・表示対策の充実強化と健康的で豊かな食生活の推進等を行った。

さらに、世界最大の農産物純輸入国である我が国としては、海外からの供給に大きく依存せざるを得ない農産物の輸入の安定確保等を行った。

（8）農林水産分野における新技術・新分野の創出等 研究開発・普及の推進

農林水産業の国際化の一層の進展、地球規模での食料・環境問題に対する関心の高まり等の中で、農林水産分野における新技術の開発普及の重要性が従来にも増して大きくなっていることを踏まえ、農林水産技術の飛躍の高度化を目指した基礎研究、現場に直結した先導的技術体系の開発のための研究、新産業の創出を目指した基礎的・先導的研究、重要政策課題に対応した研究開発、新技術の開発・導入等を通じた公共事業のコスト低減対策等を実施するとともに、研究評価システムの高度化等研究基盤の強化を図った。

（9）世界の食料需給・経済構造の変化等に対応した 国際協力の推進と地球環境保全対策の充実

ア 世界の食料需給・経済構造の変化等に対応した 国際協力の推進

世界の食料問題の解決と開発途上国の自立的発展に向けて、我が国としても、その経済力、国際的地位に見合った主体的な貢献を行っていくことが必要となっていることから、世界の食料安全保障を確立するための支援等に重点を置いた、効果的・効率的な国際協力を展開した。

イ 地球環境保全対策の充実

農林水産業の適切な生産活動を通じて森林、農地、海洋などを保全していくことが、地球環境の保全を図る上で重要であるとの認識に立って、調査・研究、二国間協力や国際機関への拠出等の取組みをより一層充実させた。

（10）その他の重要施策

ア エネルギー対策

農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化の推進等を行った。

イ 災害対策

（ア）阪神・淡路大震災復興対策

平成7年7月に阪神・淡路復興対策本部で決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を踏まえ、兵庫県の策定した「阪神・淡路震災復興計画」に即しつつ、「安全な地域づくり」のための復興関連施策を実施した。

（イ）農業災害補償制度の円滑な運営

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施

するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成等を行った。

ウ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の公害に対し、その防止、回復のための所要の措置を講じた。

エ 農業団体の整備

農業共同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

カ 高度情報通信社会の実現に向けた施策の推進

高度情報通信社会の実現に向け、急速に進歩する情報通信技術を活用し、農林水産業・農山漁村の活性化、食品産業・食品流通の高度化等を図るため、ハード・ソフト両面の情報通信インフラの整備、情報提供システムの開発・運用、情報化による試験研究の効率的推進、行政の情報化等幅広い施策を総合的に実施した。

3 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保、充実に努め、平成10年度農業関係予算一般会計予算額は、総額 3 兆 2,771億円となった。

また、平成10年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は5,370億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で2,600億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

(1) 国 税

平成 6 年12月31日までに農地等の生前一括贈与を受け、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてを農業生産法人に使用貸借する等の一定要件に該当する場合の贈与税の納税猶予の特例措置の適用期限を 3 年延長した。

農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率を50/1000から25/1000に軽減する特例措置の適用期限を 2 年延長した。

その他所要の措置を講じた。

(2) 地 方 税

農地保有合理化法人が、農地売買等事業のうち、一定の農地等を認定農業者等に 5 年を超えて貸し付けることを目的として取得し、かつ、当該貸付期間が満了した後に当該農地等を当該認定農業者等に売り渡すものにより、当該農地等を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置を 2 年間に限り講じた。

「農村地域工業等導入促進法」の工業等導入地区に

おいて工場用建物等の敷地用地に対する特別土地保有税の非課税措置を 2 年延長した。

その他所要の措置を講じた。

5 農 業 金 融

経営体の育成を図るための総合的融資制度の普及浸透を図ったほか、農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保した。

6 立 法 措 置

第142回国会（通常国会）、第143回国会（臨時国会）、第144回国会（臨時国会）において成立した農業・食品産業関係法律は、次の18本である。

- ・ 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（総理府・大蔵省・労働省と閣議共同請議）
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（国土庁・大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 主要農作物種子法の一部を改正する法律
- ・ 商品取引所法の一部を改正する法律（大蔵省・通商産業省と閣議共同請議）
- ・ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（大蔵省・文部省・運輸省・郵政省と閣議共同請議）
- ・ 農地法の一部を改正する法律
- ・ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（大蔵省・厚生省と閣議共同請議）
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（警察庁・大蔵省・文部省・厚生省・自治省と閣議共同請議）
- ・ 研究交流促進法の一部を改正する法律（警察庁・北海道開発庁・防衛庁・科学技術庁・環境庁・大蔵省・文部省・厚生省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省と閣議共同請議）
- ・ 種苗法（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（国土庁・大蔵省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省

と閣議共同請議)

- ・ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (総理府本府・大蔵省・通商産業省・労働省と閣議共同請議)
- ・ 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 (総理府本府・法務省・大蔵省・通商産業省・労働省・自治省と閣議共同請議)
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (大蔵省・厚生省と閣議共同請議)
- ・ 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律 (大蔵省・厚生省と閣議共同請議)
- ・ 新事業創出促進法 (国土庁・大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省と閣議共同請議)

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

林業は、木材をはじめとする林産物を生産するとともに、健全な森林の育成を通じて、森林のもつ公益的機能を維持・向上させ、安全で豊かな国民生活の形成に大きな役割を果たしている。

また、平成10年6月に決定された「地球温暖化対策推進大綱」の中で、森林の整備と木材資源の有効利用の推進が位置づけられるなど、地球環境の保全に向けた森林・林業に対する期待も一層高まっている。しかしながら、森林の整備と維持管理を担い、山村の経済と社会を支えてきた林業や木材産業は、経営コストの上昇等による採算性の悪化、担い手の減少等により厳しい状況に置かれている。

このような状況に適切に対処し、森林・林業が期待される役割を十全に果たしていけるよう、平成10年度においては、10月に制定された「国有林野事業の改革のための特別措置法」等に基づく国有林野事業の抜本的改革の推進及び「森林法等の一部を改正する法律」に基づく民有林の整備の推進を軸として、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 国有林野事業の抜本的改革

厳しい財務状況にある国有林野事業の健全な運営を確保するため、平成9年12月に閣議決定された「国鉄長期債務の処理のための具体的方策及び国有林野事業の抜本的改革について」に基づき、①公益的機

能を重視した管理経営への転換、②事業実行の効率化に努めるとともに、組織・要員については、雇用問題及び労使関係に十分配慮しつつ徹底した合理化、縮減、③独立採算制を前提とした企業特別会計制度から、公益的機能が低い森林の適切な管理等のための一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行、④累積債務について、可能な限りの自助努力を前提としつつ、これを上回る債務について一般会計への帰属を行う抜本的改革を実施した。

これに必要な財政措置として、公益林の保全管理、水土保全を重視する複層林施業、長伐期施業等の実施、累積債務の処理等に必要な経費の一般会計からの繰入れを行った。

(2) 公益的機能の発揮と国民参加を重視した森林の整備

多様な国民の要請に対応し得る健全で機能の高い森林の整備を的確に推進するため、森林法等を改正し、市町村森林整備計画、特定森林施業計画等の充実を図るとともに、森林整備に果たす市町村の役割を強化した。

「第二次森林整備事業計画」に基づき、造林、林道の開設等各種事業を実施した。特に間伐については、これまでに造成された人工林の間伐必要面積がピークを迎えていることから、これら人工林の質的な充実と公益的機能の高度発揮を図るため、間伐を緊急に実施した。また、他省庁等と連携し、河川事業、農業生産基盤整備事業等への間伐材の利用を促進した。

保安林は、公益的機能を発揮する上で極めて重要であり、「第5期保安林整備計画」に基づき、山地災害の防備等を目的とした保安林の計画的な配備を進めるほか、保安林内の適正な保全・利用のための施設整備等に努めた。

森林のもつ国土保全機能、水資源かん養機能等を維持増進する上で重要な治山事業については、①災害に強い安全な国土づくり、②水源地域の機能強化、③豊かな環境づくりを基本方針とする「第九次治山事業七箇年計画」に基づき、山地治山等の事業を緊急かつ計画的に推進した。

また、病虫害や獣害について、これらを防ぎ森林を健全な状態に保つことは、林業生産のみならず公益的機能の発揮上も重要なことから、「森林病虫害等防除法」等に基づき、被害の状況、地域の実態に応じ、的確な防除、健全な森林の整備等総合的な対策を推進した。

さらに、国民の森林に対する高い関心に対応し、国民の理解と参加の下に森林整備を進めることが重要

であり、リーダーの指導力向上講座の開設や実習教育への教材、施設等の提供を行った。

一般市民等の森林づくりへの自発的な参加を促進するための事業を行ったほか、「みどりの日」等を中心に緑化推進活動の一層の展開を図るとともに、「緑と水の森林基金」や「緑の募金」を活用した森林整備を推進した。

(3) 活力ある林業経営の推進

林家等の林業経営体は、林業の収益性の悪化等により厳しい経営状況にあることから、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、林業経営体による「林業経営改善計画」の作成を推進するとともに、優良経営事例等に関する情報の提供、経営管理能力の養成のための研修等を通じて林業経営体の経営基盤強化を支援した。

また、林業経営体や林業事業体等の育成のための条件整備、流域内での安定した木材供給体制の整備や多様な森林資源を活用した地域づくりを推進した。

さらに、林業経営の複合化の観点や農山村地域における収入源としても重要である特用林産物の振興を図り、安定的な林業経営等に資するため、特用林産物の生産基盤の整備等を総合的に推進するとともに、きのこの銘柄化、特用林産物の加工等に係る機械の開発等を促進した。

このほか、林業技術の向上等を図り林業経営に資するため、基礎的、基盤的な試験研究の推進、高性能林業機械の開発等を行うとともに、森林・林業に関する総合的な研修、林業普及指導の充実等を行った。

(4) 林業事業体の育成と林業労働力の確保

林業、における労働力の減少と高齢化は極めて深刻なことから、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県が指定する「林業労働力確保支援センター」において、林業への新規参入の促進や就業促進等に関する情報ネットワークの整備、林業機械の貸付体制の整備等を行うとともに、事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化に関する計画の作成を推進した。

また、地域における中心的な林業事業体である森林組合の経営基盤を強化するため、広域合併を促進した。

さらに、事業主を対象とした安全管理手法の指導等の労働安全衛生対策を重点的に行った。

(5) 木材の供給体制の整備と利用の推進

厳しい経営環境の下にある木材産業の活性化を図るため、経営コンサルタント、学識経験者等の診断・指導による地域木材産業の構造改革、原木や木材製品

の加工・流通の拠点となる施設の整備、大工・工務店、建築設計者等との連携強化等を推進した。

また、大都市部での常設展示や新聞広告等による木造住宅の普及啓発、木材利用情報の提供等による木材利用の推進、木造建築物の耐震性の向上のための木材利用技術の開発・普及、木材需要構造の変化に対応し、品質性能が確保された製品を低コストで製造する技術の開発、木材の新たな用途を創出するための樹木抽出成分の利用技術の開発等を推進した。

さらに、持続可能な経営が行われている森林から生産された木材にラベル等を貼付する木材の認証・ラベリングへの取組を促進するための調査を実施したほか、木材の需給と価格の安定に寄与するため、内外の需給動向に関する総合的な情報の収集、提供等を行う事業を実施した。

(6) 林業の金融・税制の改善

林業の担い手への支援により林業生産活動を活性化しつつ、森林の有する多面的な機能の高度発揮に向けた森林整備の推進を図るため、農林漁業金融公庫の森林整備活性化資金について、林業基盤整備資金（造林）との併せ貸し後の実質金利をより低利とするための新たな貸付割合の創設と貸付枠の拡大を行った。

また、林業改善資金について、複層林への転換を促進するための複層林転換促進資金を創設した。

さらに、林業、木材産業の体質強化に資するため、林業経営改善計画に基づき、森林施業の受託の拡大を行う林業者や、林業労働力確保支援センターと共同して事業の合理化や雇用管理の改善を行う林業事業体を対象に、林業用機械等の割増償却の適用期限を延長した。

このほか、森林組合等に適用される法人税率の引き下げ等を行った。

(7) 山村等の活性化

都市と山村の交流を促進し活力ある山村づくりを進めるため、都市住民等が森林浴を行える森林等保健機能の高い森林空間の整備とこのような活動に対する指導体制の整備を併せて推進するとともに、ボランティア団体や都市住民が森林づくりに参加できる地域を整備するなど、国民の参加による森林の維持、管理等を促進した。また、自然と人との共生に対する国民の理解を深めるため、多様な体験や学習を行える森林の整備を推進した。

さらに、山村振興対策等を計画的かつ総合的に推進するため、振興山村等をはじめとするいわゆる中山間地域等において、林業生産基盤と生活環境基盤の整備、耕作放棄地等での林地化に必要な土壌条件の改良、

しいたけ等の原木栽培省力化施設の導入等を推進した。

(8) 森林・林業に関する国際的な取組と国際協力の推進

平成9年8月に取りまとめられた「国際的な森林整備の推進に関する懇談会」の提言等に基づき、既存の知識、技術等を活用しつつ持続可能な森林経営の試行と実証を行う「モデル森林」の国際的な推進を図ることとし、「モデル森林」への取組経験を踏まえた知見の交換や国際ネットワークづくりを進めるための国際会議を我が国で開催した。

また、持続可能な森林経営に関する国際合意の形成に貢献するため、国連の下で国際的な取決め及びメカニズム等の検討を行う「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」や持続可能な森林経営の基準・指標の検討を進める「モニトリオール・プロセス」等に引き続き積極的に参画した。これと併せて、国内2箇所に設定している「モデル森林」、モニトリオール・プロセスの基準・指標等の具体的な計測手法等の開発を行うための「モデル地区」での調査事業等を引き続き実施した。

さらに、熱帯林等の持続可能な経営の促進に資するため、森林に関する伝統的知識の収集・整理、「モデル森林」における諸活動への地域住民等関係者の参加促進手法の開発等について、必要な調査等を実施した。

このほか、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関に資金を拠出し、これらの機関が海外で行う持続可能な森林経営の推進のための活動を支援するとともに、国際協力事業団（JICA）の行う技術協力、無償資金協力、海外経済協力基金（OECE）の行う有償資金協力等の推進を通じて、持続可能な森林経営の達成に向けた開発途上国の取組を支援した。

3 財政及び立法措置

(1) 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算（表1）、国有林野事業特別会計予算（表2）及び森林保険特別会計予算（表3）の確保に努めた。

表1 林業関係の一般会計予算

（単位：百万円）	
区 分	10年度
治山事業の推進	277,956
森林保全整備事業の推進	245,276
森林環境整備事業の推進	32,204

災害復旧等	78,629
保安林等整備管理	1,216
森林計画	1,273
林業生産流通総合対策	48,228
林業試験研究及び林業普及指導	12,494
森林病虫害等防除	3,208
林業金融	16,601
国際林業協力	939
その他	30,895
合 計	748,918

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表2 国有林野事業特別会計予算

（単位：百万円）	
区 分	10年度
国有林野事業勘定	483,944
治山勘定	285,549

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 治山勘定には負担金を含む。

表3 森林保険特別会計予算

（単位：百万円）	
区 分	10年度
森林国営保険事業・歳出	4,970

(2) 立 法 措 置

制定した法律は次のとおりである。

第143回国会(臨時)

「国有林野事業の改革のための特別措置法」

「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」

「森林法等の一部を改正する法律」

4 森林・山村に係る地方財政措置

国土庁、林野庁及び自治省による「森林・山村検討会」の検討を踏まえ、平成5年度から総合的な森林・山村関連施策を実施してきたが、平成10年度には、間伐など公有林等の管理経費に対する地方財政措置を充実することとした。

具体的な措置としては、①「森林・山村対策」の公有林等における間伐等管理経費に対する普通交付税措置を拡充すること、②ふるさと林道緊急整備事業を5年間延長し、所要の事業費枠を確保することとした。

また、平成10年度からは、「森林・山村対策」の他に、森林等が国土保全に果たす多面的な役割に着目した総合対策として、「国土保全対策」を新たに創設することとした。

この「国土保全対策」は、農山漁村地域が果たしている国土保全のための多面的な役割の重要性にかんがみ、間伐促進等の森林管理対策、担い手対策等森林の整備に関する事業が盛り込まれた。

具体的な措置としては、①「国土保全対策」のソフト事業として、森林組合等が行う間伐等への助成、Uターン・Iターン受入れ対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税を措置すること、②上流域の水源維持等のために下流の地方団体が経費を負担した場合には、特別交付税措置を講じること、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクター設立のための出資等に要する経費に、新たな起債措置を認めること、④新たに、グリーンジャンボ宝くじに国土保全枠を確保することとした。

第3節 水産業

1 施策の前提となる漁業の動向

平成10年度の漁業施策を講ずるに当たり、その背景となる漁業をめぐる動向のうち、特に留意した点は次のとおりである。

平成8年の水産物需給についてみると、需要量は、輸出量が増加したものの、国内消費量が減少したため、昨年に引き続き減少した。また、供給量は、食用向けの国内生産量や非食用の輸入量が減少したため、減少に転じた。

平成8年の漁業経営についてみると、漁業生産量の減少傾向が弱まったため、漁家の平均所得はやや回復し、全国勤労者世帯の所得水準を上回った。しかし、中小漁業経営においては、赤字幅は前年に比べ大幅に縮小したものの、5年連続の赤字となり、依然として厳しい状況にある。

漁業生産構造についてみると、漁業就業者は若年齢層を中心として減少が続いており、それに伴い就業者の高齢化も進行している。また、漁業経営体数も減少傾向にあり、今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

我が国漁業を取り巻く生産環境についてみると、我が国周辺水域における水産資源は総じて低水準にある。その一方、公海においては漁業資源の保存管理措置を強化する動きがみられる。我が国としても、平成9年1月1日から実施している漁獲可能量制度を適切に運用するなど、資源の保存管理措置に立脚した責任ある漁業を推進していく必要がある。

2 講じた施策の重点

「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」という。）に基づく新たな海洋秩序に的確に対応するとともに、我が国水産業を取り巻く内外の厳しい環境に対処し、国民に対する水産物の安定供給と我が国水産業の体質強化を図るため、平成10年度においては、次のような事項に重点を置いて、施策の効率的展開を図った。

(1) 漁獲可能量（TAC）の適切な管理に資するため、全国・県段階の漁協組織がTACの管理に係る指針・計画を作成し、これに基づき、零細漁業者の指導、採捕状況のリアルタイムでの把握等を行うTACの管理体制の整備に努めた。また、TACの管理のための採捕数量等の情報処理を行うコンピューターネットワークシステムの充実を図ったほか、効果的なTACの管理を推進するため、漁船・漁具規模、操業パターン等合理的な操業のあり方を検討するのに必要な調査及び情報の収集・提供を行った。

(2) TAC制度の円滑な推進を図るため、我が国周辺水域の資源調査を実施したほか、韓国・中国との漁業交渉に資するため、陸棚の底魚資源の状況等の調査を緊急に実施した。また、沿岸漁場における環境の変化が漁場生産力に与える影響等に関する調査を実施した。

(3) 国際連合食糧農業機関（FAO）主催の政府間合合で採択された過剰漁獲能力削減行動計画に対応した遠洋まぐろはえなわ漁船の減船につき、減船漁業者の救済措置を講じた。

(4) 資源管理の成果がより漁業経営に反映されるよう、漁業種類又は複数の魚種を対象とした取組等を、地域の漁業実態に即して計画的かつ効果的に展開した。

(5) つくり育てる漁業を推進し、栽培漁業の一層の振興を図るため、国営及び県営栽培漁業センターの施設整備を行ったほか、国及び県において種苗の生産及び放流に関する技術開発を進めた。また、海面養殖業については、食品としての安全性確保のための品質管理マニュアルの策定、環境保全型養殖（無投薬、低密度飼育等）のガイドラインの策定等に着手した。さらに、魚種によって異なる栄養要求に対応した高機能植物餌料の開発に着手したほか、海洋環境に有機物を排出させない養殖を実現するとともに、最適な養殖環境を創出し、生産性の高い養殖を可能とする陸上における閉鎖循環方式による海産魚等の養殖技術の開発に着手した。

(6) 漁協の広域合併を促進し、資源管理体制及び生産販売体制の強化を図るため、一定の資源管理の取組を行う広域合併漁協が水産物の加工・販売施設等の設置に要する経費について、低利融資（利子助成）を新たに実施した。また、合併等への参加に支障がある経営困難漁協に対して、濃密経営改善指導を実施したほか、漁協の合併促進・財務改善を図るための総合的な対策を実施した。

(7) 将来にわたり漁業を継続する経営能力の優れた漁業者を育成していくため、漁業者に対する経営指導を行う漁業経営指導協会の設置県を拡大したほか、改良普及員等の参加による指導体制の強化及び漁業経営評価システムの開発・導入による経営指導の質的充実を図った。

(8) 新たな日韓漁業協定による新しい漁業秩序の下、関係漁業者の経営の安定を図るため、特別の振興対策を実施するとともに、監視・取締体制の整備を図った。

(9) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

(10) 産地市場の価格形成力を強化し、産地における流通機能の強化を図るため、漁業協同組合等が主体となった産地市場の統合・機能分担、一時処理・加工分野への進出、地域水産物の利活用等の取組を促進したほか、産地と消費地との双方向の情報交換を活性化させ、水産物流通の効率化を図るため、情報通信技術を活用した使いやすくより効果的な情報網の構築に向けた検討と実証を行った。また、産地市場における衛生管理の徹底を図るため、衛生管理マニュアルの作成等を行った。

(11) 我が国水産加工業におけるHACCP（危害分析・重要管理点）方式の早急かつ円滑な導入を図るため、水産食品品質管理高度化センターを設置し、水産加工業へのHACCP方式の導入のための普及・啓発、事業所の設計基準、製造工程管理基準等を内容とする品質管理指針の策定、専門技術者の養成等を総合的に推進する体制を整備したほか、水産加工業の維持安定等に必要の運転資金を融通する水産加工経営改善促進資金について、HACCP方式の導入に伴う管理経費等の融通を措置する資金を創設した。

(12) 新たな海洋秩序に対応した水産業の展開の基幹となる漁港漁村の緊急整備をはじめとした漁港の基本的な施設の整備及び漁港漁村の環境整備を図るため、「第9次漁港整備長期計画」（平成6～13年度）に基づき、漁港修築事業、漁港改修事業、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業、漁港関連道整備事業等

を総合的かつ計画的に実施した。また、高齢化社会の到来に向けて、新たに厚生省と連携し、高齢者も安心して就労・生活ができる漁村づくりを推進するため、広幅員の歩道、防風・防雪・防暑施設の整備等を実施した。

(13) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、「第4次沿岸漁場整備開発計画」（平成6～13年度）に基づき、我が国周辺水域における水産資源の維持培養と漁場の高度利用を図るため、沿岸漁場の整備開発を推進した。また、新海洋秩序に対応した国際競争力の強化を図るため、沿岸漁場整備開発事業と漁港漁村整備事業との連携により、つくり育てる漁業の一層の振興と生産流通加工の効率化を推進した。

(14) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、「沿岸漁業活性化構造改善事業」（平成6～11年度）により、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。

(15) 平成6年度において策定された新マリノベーション構想を推進するため、各種水産施策を総合的に盛り込んだ基本計画の適正な管理、本構想の普及を図るための優良事例等に関する情報提供、新マリノベーション地域（基本計画策定地域）の活性化を支援する活動等を実施した。また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備計画（ふれあい整備計画）に盛り込まれた各種水産関係事業を総合的かつ計画的に実施した。

(16) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民の嗜好に合った食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、海洋水産資源開発センターによる新漁場開発事業を実施したほか、TACの管理を始め自主的な資源管理を推進するために必要な情報の収集・提供を行うための調査を実施した。

(17) 埋立等によって消失する藻場・干潟の代替場としての人工の藻場・干潟の造成等を行う環境修復技術に関する調査・検討を行ったほか、海域及び内水面において生態系全般に配慮した漁場・海洋環境の維持、修復及び創造を推進するための基本構想（「マリン・エコトピア21」構想）に基づき、特に環境修復を行う必要がある地域において、地域ごとに全体計画（マスター・プラン）を策定し、関連事業を総合的かつ計画的に実施した。

(18) 新海洋秩序下における水産業の展開に必要な水産関係技術の開発や試験研究を推進するため、各種実用化試験を実施した。

3 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、表5のとおりである。

4 立 法 措 置

平成10年度において施行された水産関係の主な法律は、第142回国会の「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成10年法律第22号）、「原材料の供給事情及び

水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成10年法律第31号）及び「真珠養殖事業法を廃止する法律」（平成10年法律第37号）並びに第144回国会の「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成10年法律第149号）である。

表5 水産関係予算

(単位：百万円, %)

項 目	年 度	9	10	10/9
				(%)
(一 般 会 計)				
新海洋秩序下における資源管理の徹底とつくり育てる漁業の一層の推進		62,595	76,564	122.3
漁 業 及 び 漁 協 経 営 対 策 の 強 化		24,888	31,039	124.7
流 通 ・ 加 工 ・ 消 費 対 策 の 強 化		4,687	6,578	140.4
漁 業 生 産 基 盤 及 び 漁 村 の 整 備 , 漁 村 地 域 の 振 興		261,529	347,912	133.0
国際漁業協力, 漁業交渉等の推進と海洋水産資源調査・開発による海外漁場の確保		14,415	12,091	83.9
漁 場 保 全 , 油 流 出 事 故 関 連 対 策		1,766	1,580	89.5
技 術 開 発 及 び 試 験 研 究 の 推 進		10,026	10,036	100.1
水 産 業 振 興 総 合 対 策 の 推 進		20,278	27,914	137.7
水 産 関 係 一 般 会 計 予 算 総 額		388,129	529,231	136.4
(特 別 会 計)				
漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険		47,064	40,719	86.5

注：1）一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2）計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3）各年度とも補正後予算額である。